

TPP の行政措置の説明案について

○オバマ大統領は、8月12日、TPP 協定実施法案を議会に送付する前に行わなければならない手順である、環太平洋パートナーシップ協定の行政措置の説明案(SAA)－TPP 協定実施法案の原案、環太平洋パートナーシップ協定を実施するための行政措置及び支援情報－を議会に提出した。

2015年TPA法第106条(a)(1)(E)(ii)の規定に基づき、大統領は、協定実施法案(原案)を議会に送付する、少なくとも30日前にはSAAを議会に提出しなければならない。またTPP協定実施法案(原案)を送付するまでには更に、同法第105条(d)(1)、(2)及び(3)の規定に基づき、TPP協定が米国内の雇用、米国・FTA対象国の労働者の権利及び環境に及ぼす影響に関する3つの報告書を提出しなければならない。

○8月12日に提出されたSAAによると、TPP協定実施法案(原案)第1章から第4章までの概要は次のとおりである。第5章もあるようであるが、具体的な説明は行われていない。また1994年ウルグアイラウンド協定法等をみると、第1章の前に2～3条程度の規定を設け、法案の名称、目次、様々な用語の定義等が行われている。

SAAでは上述のように同法案の全ての条項に言及しているわけではないが、TPP協定実施法案(原案)の概略を理解するのに役立つのではないかと考えられる。

第101条	【議会承認】 (a)TPA法第103(b)(3)(B)(i)及び第106条(a)(1)の規定に即し、協定及びこの説明案の議会の承認を行う。 (b)原署名国が協定の義務を遵守するのに必要な措置を講じたことと決定した場合はその旨を議会に通報することにより米国が国内法上の手続きを完了したことを書面で寄託者に通報する権限を大統領に付与する。
第102条	【協定と連邦法等との関係】 (a)協定の規定がこの法律によって制定又は改正される規定を含め連邦法の規定と矛盾する場合は、効力を有さない。 (b)州法と協定の間で解決できない不一致がある場合には、米国だけが裁判所に訴える権利を有する。 (c)協定を根拠にする連邦政府、州政府等への私的請求権を認めない。
第103条	【規則の実施】

	<p>(a) 大統領が行政手続法に則って協定の施行に必要な規則の制定、改正及び法的措置の宣言を行う権限を付与する。</p> <p>(b) この法律及び説明案で要求されている全ての連邦規則は、協定が発効してから1年以内に公布しなければならない。1年以内に公布できない場合は、その規則の担当責任者は、その理由及び交付予定期日を議会担当委員会に通知する。</p>
第104条	<p>【国際貿易委員会等への諮問】</p> <p>大統領が第201条の規定に基づき関税削減等を宣言する前に、国際貿易委員会等に意見を求めるとともに、下院歳入委員会及び上院財政委員会に報告しなければならない。これらの委員会へ報告してから60日経過した後に大統領は関税削減等を宣言することができる。</p>
第105条	<p>【商務省】</p> <p>(a) 商務省に協定第28章の紛争処理及び協定附属書2-D(米国の関税率表)付録D(自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録)のパネルの担当部署を設置する。</p> <p>(b) 前項の担当部署の予算を措置する。</p>
第106条	<p>【ISD条項】</p> <p>米国は一定の政府契約に関して協定第9章のISD条項を利用するとともに、ISD条項に基づく仲裁請求の付託に同意する。</p>
第107条	<p>【施行日】</p> <p>(a) 第2章以下の規定は、特定の国に関連する規律を除き、協定が米国について効力を生ずる日に施行する。</p> <p>(b) 第1章及び第1条から第3条まで規定は、この法律が制定された日に施行する。</p> <p>(c) 締約国が協定から脱退した場合は、当該締約国に関する規定はその日に効力を失う。</p> <p>(d) 米国が協定から脱退した場合は、米国に関する規定はその日に効力を失う。</p>
第201条	<p>【大統領宣言の権限付与】</p> <p>(a) 協定第2章の権利と義務－関税の変更、関税割当の維持、国別セーフガード措置の基本ルールの設定等－を宣言によって実施する権限を大統領に付与する。</p>
	<p>協定附属書2-D(関税に係る約束)に従って、協定の原産地規則に合致する締約国からの輸入に対する関税の維持、段階的撤廃、撤廃を大統領</p>

	<p>宣言によって実施することができる。また日本からの産品、特に自動車について現行水準までの関税引上げも宣言によって実施することができる</p> <p>(b) 関税撤廃時期の繰上げが必要な場合にその権限を大統領に付与する。</p> <p>(c) 特別の、又は複合した税率を宣言によって従価税率に換算する権限を大統領に付与する。</p>
第 202 条	<p>【協定附属書 2-D の農産品セーフガード措置】</p> <p>(a) 協定附属書 2-D 付録 B(農産品セーフガード措置)に基づき、豪州産のスイスチーズ及び粉乳、NZ 産のその他チーズ及び全粉乳、ペルー産の無糖練乳及びチーズに対する農産品セーフガード措置を実施する。</p> <p>(b) 暦年ベースの輸入量が発動水準を超えたときは、当該年の終了時までの期間、セーフガード措置に則って追加の関税を課す。</p> <p>(c) 財務長官は、農産品セーフガード措置を実施した場合は、豪州、NZ 又はペルーに通報するとともに、当該措置の適用に関する関連データを提供する。</p> <p>(d) 農産品セーフガード措置は、付録 B の期限を超えて維持してはならない。</p>
第 203 条	<p>【原産地規則及び原産地手続き】</p> <div data-bbox="432 1323 1350 1709" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>原産品について、次の 3 区分に従って法令化している。</p> <p>①1 又は 2 以上の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品であって、一定の要件を満たすもの</p> <p>②1 又は 2 以上の締約国の領域において原材料のみから完全に生産される産品</p> <p>③1 又は 2 以上の締約国の領域において非原材料を使用して完全に生産される産品であって、協定附属書 3-D(品目別セーフガード措置)の全ての要件を満たすもの</p> </div> <p>(c) 協定附属書 3-D 付録 1(特定の自動車及び自動車関連部品の原産地規則)の域内原産割合の計算方法を定める。</p> <p>(f) 非原産材料の価額が 10%を超えない等の場合は、原産品とする。</p> <p>(1) 原産品が非締約国の領域を経由して輸送される場合であって</p>

	<p>も一定の要件を満たすときは、原産品とする。</p> <p>(o) 協定附属書 3-D 付録 1 及び協定附属書 4-A (繊維及び繊維製品の品目別原産地規則) の特別な原産地規則を定める権限を大統領に付与する。</p>
第 204 条	<p>【商業用貨物税関使用料】</p> <p>商業貨物税関使用料の算定方法を協定第 2・14 条の「輸入若しくは輸出に際して又は輸入若しくは輸出に関連して従価により手数料又は課徴金を課してはならない」という規定に適合するよう変更する。</p>
第 205 条	<p>【誤った情報の開示及び特恵的待遇の停止】</p> <p>(a) 輸入者が原産品の違法な申告をした場合は、輸入書類を訂正し、納付すべき関税を納付し、及び該当するときは罰金を支払わせる。</p> <p>(b) 原産品の確認、特恵的な関税申請を自発的に修正した場合は、「無効な関税上の特恵待遇の要求を行ったこと」に関し罰則を科さない。</p>
第 206 条	<p>【特恵待遇の要求】</p> <p>輸入後 1 年以内であれば、特恵的な関税の申請及び超過徴収された関税の還付を要求することができる。</p>
第 207 条	<p>【記録の保管】</p> <p>米国の生産者及び輸出者は、「当該原産地証明書の作成の日から少なくとも 5 年間、当該輸出者又は生産者が提供した原産地証明書に記載した産品が原産品であることを示すために必要な全ての記録」を保管しなければならない。</p>
第 208 条	<p>【特恵待遇の要求についての決定】</p> <p>財務長官は、繊維及び繊維製品のセーフガード措置を実施するために、産品の輸入者、輸出者若しくは生産者から情報を要請し、産品の輸出者若しくは生産者の施設に確認のため訪問し、又はその他の手続を取ることができる。</p>
第 301 条～ 第 316 条	【協定第 6 章のセーフガード措置】
第 321 条～ 第 328 条	【協定第 4 章の繊維及び繊維製品のセーフガード措置】
第 331 条	【協定附属書 2-D の自動車のセーフガード措置】
第 341 条	【協定第 6 章の世界向けセーフガード措置】

	世界向けセーフガード措置に関し、TPP の関税割当による輸入量を算入しない。
第 401 条	【政府調達】 締約国の外国企業に無差別な条件で開放することができる産品及びサービスを指定する権限を大統領に付与する。

○行政措置の主な概要は、次のとおりである。

TPP 協定	行政措置
第 2 章 内国民待遇及び市場アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・財務省に規則を制定する権限を付与 ・農産品セーフガード対象品目の輸入動向を追跡 ・連絡部局として、USTR の各担当課を指定 ・繊維協定実施委員会が一定の繊維・繊維製品の無税輸入に係る業務を担当 ・政府は日米自動車協議に係る自動車の規格の定期的な見直しを実施
第 3 章 原産地規則及び原産地手続	<ul style="list-style-type: none"> ・財務省に関税関連の規律を実施する権限を付与 ・国土安全保障省税関・国境取締局が原産品の確認業務を担当
第 4 章 繊維及び繊維製品	<ul style="list-style-type: none"> ・繊維協定実施委員会がセーフガード措置を担当 ・TPP 協定の原産地規則の実施部局として、財務省と繊維協定実施委員会を指定 ・財務省が不足品リストの運用に関する規則を制定 ・協力のための連絡部局として、USTR 繊維・繊維製品課を指定
第 5 章 税関当局及び貿易円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の教示は、その要請を受けてから 150 日以内に実施 ・照会所として、国土安全保障省税関・国境取締局を指定
第 6 章 貿易上の救済	—
第 7 章 衛生植物検疫	権限のある当局及び連絡部局として、USTR 農業課を指定
第 8 章 貿易上の技術的障害	USTR 代表が貿易の技術的障害に関する小委員会に政府代表として出席
第 9 章 投資	—

第 10 章 国境を超えるサービスの貿易	—
第 11 章 金融サービス	連絡部局として、USTR 関係機関課及び公共参加課を指定
第 12 章 ビジネス関係者の一時的入国	—
第 13 章 電気通信	—
第 14 章 電子商取引	—
第 15 章 政府調達	TPP の政府調達基準等を連邦調達規則評議会に通報
第 16 章 競争政策	—
第 17 章 国有企業及び指定独占企業	—
第 18 章 知的財産	連絡部局として、USTR 知的財産・開発課を指定
第 19 章 労働	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡部局として、労働省国際労働局と USTR 労働問題課を指定 ・大臣又は政府の他の地位の上級の代表者からなる労働評議会を設置
第 20 章 環境	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡部局として、国務省海洋・国際環境・科学問題局と USTR 環境・天然資源課を指定 ・環境委員会の委員として、USTR 環境・天然資源担代表補及び国務省海洋・国際環境・科学問題担当次官補を指定
第 21 章 協力及び能力開発	連絡部局として、USTR 南アジア課及び太平洋課を指定
第 22 章 競争力及びビジネスの円滑化	—
第 23 章 開発	—
第 24 章 中小企業	—
第 25 章 規制の整合性	連絡部局として、USTR 南アジア課及び太平洋課を指定